

第 3 4 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 6 年 3 月 2 8 日 (木)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年3月28日(木) 午後1時30分 から 2時10分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(1人)

9番 大 羽 孝 志

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
- 第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第31条該当)
- 第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7 議案第5号 農業委員会による最適化活動の目標設定について
〔追加議案〕
- 第8 議案第6号 農地法第5条の規定による許可について
(農業委員会等に関する法律第31条該当)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹	羽	優
事務局次長	佐	々	木 正 人

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第34回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

〔会長挨拶の冒頭が録音されておらず、途中からの記録です〕

会長

～ここにきて融雪も進み、春作業もだんだんと行っている次第です。また、3月18、19日に北海道農業会議総会がございました。私事ではございますが、次期役員の選考委員長を仰せつかりまして、選出方法及び絞り込みなどを行い、次の総会までには全道各地から新役員候補が揃うと思われす。

さらに私事ですが、この度、北海道農業会議より農業委員活動を17年と7ヶ月続けてきたことに対し表彰を頂戴しました。今回表彰頂きましたことは、誠に光栄であり、ひとえに皆様方の支えとご指導のおかげです。心より感謝申し上げます。

会長

それでは、本日の総会は議案第6号まででございます。皆様と慎重審議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日、9番大羽委員から欠席の届出がございました。只今の出席委員は14名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、11番弥左委員、12番大口委員を指名いたします。この指名は、第34回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長

「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。

令和 6 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 4 番。貸主が、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。借主が、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。所在につきましてはXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXXの計 6 筆、面積が合わせまして XXXXXX㎡、解約理由につきましては、無償譲渡をするためでございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」。

農地法第3条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。

令和6年3月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料2ページをご覧ください。

番号3番。譲渡人が、[redacted]、[redacted]さん。譲受人が、[redacted]、[redacted]さん。

所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計7筆、内、田んぼが1筆 [redacted]㎡、畑が6筆 [redacted]㎡、面積が合わせまして [redacted]㎡、契約内容は、無償贈与でございます。こちらの理由につきましては、農地を譲り受け、営農に励みたいためでございます。こちらにつきましては、議案第1号の借主 [redacted]さんの息子さんへ贈与する形でございます。

事務局

資料4ページをご覧ください。

番号4番。貸主が、[redacted]、[redacted]さん。借主が、[redacted]、[redacted]さん。

所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計21筆、田んぼが16ヶ所 [redacted]㎡、畑が6ヶ所 [redacted]㎡、面積が合わせまして [redacted]㎡、契約内容は使用貸借でございます。期間につきましては許可の日から10年間でございます。こちらの理由につきましては、農地を借り入れ、営農に励みたいためでございます。契約は継続でございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長 「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局 はい。議案 3 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 6 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 6 ページをご覧ください。

番号 14 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 6 筆、内、田んぼが 4 筆 m^2 、畑が 2 筆 m^2 、面積が合わせまして m^2 、利用目的は普通畑と水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2024 年 3 月 28 日、対価の支払期限が 2024 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、田の単価が 円、畑の単価が 円、売買価格は 円でございます。

事務局 資料 7 ページをご覧ください。

番号 15 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 3 筆、面積が m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2024 年 3 月 28 日、対価の支払期限が 2024 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が 円、売買価格は 円でございます。

事務局 資料 8 ページをご覧ください。

番号 16 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。

事務局

■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、■、■、
■、■の計4筆、内、田んぼが3筆 ■㎡、畑が1筆 ■㎡、
面積が合わせまして ■㎡、利用目的は転作田と採草畑、こちらの契約
につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては
2024年3月28日、対価の支払期限が2024年4月30日、土地引渡の時期は
対価の支払日、田の単価が ■円、畑の単価が ■円、売買価格は
■円でございます。

事務局

資料9ページをご覧ください。

番号17番。利用権の設定等を受ける者、■、
■さん。利用権の設定等をする者、■、
■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、■、
■、■、■、■、■、■、■、■、■、
■、■、■、■、■、■、■の計18筆、全て畑、
面積が合わせまして ■㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につき
ましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2024年3
月28日、対価の支払期限が2024年4月30日、土地引渡の時期は対価の支
払日、単価が ■円、売買価格は ■円でございます。

事務局

資料10ページをご覧ください。

番号18番。利用権の設定等を受ける者、■、
■さん。利用権の設定等をする者、■、
■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、■、
■、■、■、■、■、■、■、■、■、
■、■の計14筆、内田んぼが9筆で ■㎡、畑が5筆で ■
㎡、面積が合わせまして ■㎡、利用目的は水田と普通畑、こちらの契
約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2024年3
月28日から2027年3月27日までの3年間、単価は田んぼが ■円と
■円、畑が ■円、賃貸価格が ■円、継続でございます。

事務局

資料11ページをご覧ください。

番号19番。利用権の設定等を受ける者、■、
■さん。利用権の設定等をする者、■、
■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、面積が
■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃借権でござい
まして、期間につきましては2024年3月28日から2027年3月27日まで
の3年間、単価が ■円、賃貸価格は ■円、継続でございます。

事務局

資料 12 ページをご覧ください。

番号 20 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 5 筆、全て田んぼ、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 3 月 28 日から 2027 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価は [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 13 ページをご覧ください。

番号 21 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 7 筆、全て田んぼ、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田と転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 3 月 28 日から 2027 年 3 月 27 日までの 3 年間、転作田の単価が [REDACTED] 円、田んぼの単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 14 ページをご覧ください。

番号 22 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 3 月 28 日から 2027 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

資料 15 ページをご覧ください。

番号 23 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、全て畑、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 3 月 28 日から 2027 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価は [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

資料 16 ページをご覧ください。

番号 24 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

事務局

■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■の計2筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年3月28日から2027年3月27日までの3年間、単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、新規でございます。

事務局

資料17ページをご覧ください。

番号25番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■ 法定相続人 ■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計7筆、内、田んぼが3筆■■■■■㎡、畑が4筆■■■■■㎡、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年3月28日から2027年3月27日までの3年間、田んぼの単価が■■■■■円、畑の単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、継続でございます。

事務局

資料18ページをご覧ください。

番号26番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■ 法定相続人 ■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、面積が■■■■■㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年3月28日から2027年3月27日までの3年間、単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、新規でございます。

事務局

資料19ページをご覧ください。

番号27番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■ 法定相続人 ■■■■■さん。

事務局

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、面積が■■■■■㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年3月28日から2027年3月27日までの3年間、単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、新規でございます。

事務局

資料20ページをご覧ください。

番号28番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

事務局

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 14 筆、内、田んぼが 10 筆で [REDACTED] m²、畑が 4 筆で [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通畑と水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 3 月 28 日から 2027 年 3 月 27 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

資料 21 ページをご覧ください。

番号 29 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 3 月 28 日から 2027 年 3 月 27 日までの 3 年間、田の単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

資料 22 ページをご覧ください。

番号 30 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 3 月 28 日から 2027 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

資料 23 ページをご覧ください。

番号 31 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 4 筆、全て畑、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 3 月 28 日から 2029 年 3 月 27 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 24 ページをご覧ください。

番号 32 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 8 筆、全て田、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 3 月 28 日から 2027 年 3 月 27 日まで

事務局 の 3 年間、単価が ■■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■■ 円、継続でございます。

事務局 以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

議長 では、私から 1 点。番号 21 番の ■■■■■ と ■■■■■ さんの賃貸案件について。水田の単価が ■■■■■ 円、と転作田の単価が ■■■■■ 円となっておりますが、転作田をあくまでも 3 年間転作田として使用していくのか、交付金の対象からはずれる 2 年後にはどのようにするのか、ということです。交付金はずれても ■■■■■ 円で借りるのかということです。その辺の話をどこまでで把握していますか。

事務局 すいません、そこまでは確認していませんでした。

議長 あ、そうですか。単価的には田として使う場合、問題がないので。あくまでも、交付金をはずれた場合、どうするのかという確認でした。どういう感じかということだけでも把握できればと思いました。

議長 他に、質問ある方おりませんか。
はい、森委員さん、どうぞ。

森委員 22 ページ、番号 30 番の利用権の設定を受ける方とする方の住所が全く同じなのですが、これは正しいのでしょうか。

議長 ■■■■■ さんと ■■■■■ さんですね。そうですね、同じ番地になっていますが。

事務局 農地台帳で調べたところ、同じ地番としてでてくるのです。

森委員 枝番か何かあるのでしょうか。

事務局 その辺、戸籍まで調べていないので、確認できていないのですが。農地台帳上は、同じ番地でできます。

議長 一帯が同じ番地ということなのでしょう。

議長 他に、議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局 はい。議案 5 ページをご覧ください。
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。
令和 6 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料の 25 ページをご覧ください。
番号 5 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m²、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m² の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、現況地目は全て畑でございます。転用の目的につきましては、砂採取のための一時転用（埋め戻し整地）、掘削区域が [REDACTED] m²、土場作業場が [REDACTED] m²、浸透池が [REDACTED] m²、残置森林が [REDACTED] m²、採取数量が [REDACTED] m³、転用期間は令和 6 年 6 月 3 日から令和 7 年 6 月 2 日、位置図・配置図につきましては、26 ページ、27 ページの図 1、図 2 のとおりでございます。

事務局 こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに限って、3 年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は期間が 1 年以内の砂採取で、採取後の復元も計画されていますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農業委員会による最適化活動の目標設定について】

議長 【日程第 7 議案第 5 号 農業委員会による最適化活動の目標設定について】を議題と致します。

議長 事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局 はい。議案 6 ページをご覧ください。
議案第 5 号 農業委員会による最適化活動の目標設定について
農業委員会等に関する法律第 7 条に基づく、せたな町農業員会「令和 6 年度最適化活動の目標の設定」について議決を求める。
令和 6 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料の 31 ページをご覧ください。
こちらにつきましては、毎年目標を設定し、北海道および北海道農業会議へ報告することとなっております。
資料 31 ページに農業委員会の現在の体制、資料 32 ページに最適化活動の目標を載せております。目標の数値に関しましては、昨年同様の数値とさせて頂きました。内容につきましては記載の取りですので説明は割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

〔追加議案〕【日程第 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長 〔追加議案〕「日程 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局 はい。追加議案 1 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局 追加議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議へ意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので、許可を行う。

令和 6 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 追加資料の 1 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和 6 年 2 月 27 日、第 33 回総会で審議いただいた砂利採取のための一時転用でございます。

事務局 番号 1 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[]、[]、[] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、地目は畑、面積が [] m^2 の内 [] m^2 、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用（埋め戻し整地）、掘削区域が [] m^2 、保安区域が [] m^2 、採取数量が [] m^3 、転用期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 20 日、位置図・配置図につきましては、2 ページ、3 ページの図 1、図 2 のとおりでございます。

事務局 こちらにつきましては、令和 6 年 3 月 19 日の北海道農業会議第 11 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。

事務局 追加資料の 7 ページをご覧ください。

こちらにつきましても、令和 6 年 2 月 27 日、第 33 回総会で審議いただいた砂利採取および作業道のための一時転用でございます。

事務局 番号 2 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[]、[]、[] さん。

事務局

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[redacted]、面積は [redacted] m² の内 [redacted] m²、[redacted]、面積は [redacted] m² の内 [redacted] m²、[redacted]、面積は [redacted] m² の内 [redacted] m²、の計 3 筆、面積が合わせまして [redacted] m²、現況地目は全て田でございます。転用の目的につきましては、砂利採取および作業道のための一時転用、掘削区域が [redacted] m²、作業道が [redacted] m²、保安区域が [redacted]、採取数量が [redacted] m³、転用期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日、位置図・配置図につきましては、10 ページ、11 ページの図 3、図 4 のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましても、令和 6 年 3 月 19 日の北海道農業会議第 11 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。

事務局

追加資料の 8 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和 6 年 2 月 27 日、第 33 回総会で審議いただいた土砂採取のための一時転用でございます。

事務局

番号 3 番。貸主が [redacted]、[redacted] さん。借主が [redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[redacted]、面積は [redacted] m² の内 [redacted] m²、[redacted]、面積は [redacted] m² の内 [redacted] m²、[redacted]、面積は [redacted] m² の内 [redacted] m²、[redacted]、面積は [redacted] m² の内 [redacted] m²、[redacted]、面積は [redacted] m² の内 [redacted] m²、の計 5 筆、面積が合わせまして [redacted] m²、現況地目は全て田でございます。転用の目的につきましては、土砂採取のための一時転用、掘削区域が [redacted] m²、保安区域が [redacted] m²、採取土量が [redacted] m³、転用期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日、位置図・配置図につきましては、10 ページ、11 ページの図 3、図 4 のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましても、令和 6 年 3 月 19 日の北海道農業会議第 11 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。

事務局

追加資料の 9 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和 6 年 2 月 27 日、第 33 回総会で審議いただいた砂利採取のための作業道の造設でございます。

事務局

番号 4 番。貸主が [redacted]、[redacted] さん。借主が [redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[redacted]、面積は [redacted] m² の内 [redacted] m²、[redacted]、面積は [redacted] の内 [redacted]

事務局

m²、 、面積は の内 m² の計 3 筆、面積が合
わせまして m²、現況地目は全て田でございます。転用の目的につ
きましては、土砂採取のための作業道増設、転用期間は令和 6 年 5 月 1 日か
ら令和 7 年 3 月 31 日、位置図・配置図につきましては、10 ページ、11 ペ
ージの図 3、図 4 のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましても、令和 6 年 3 月 19 日の北海道農業会議第 11 回常
設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたし
ましたことから許可してよろしいものと考えます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。

〔追加議案〕議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 34
回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 4 月 30 日

会議録署名委員

11 番

弥左輝彦

12 番

大川 寧

議 長

原田 真博